

下水道使用料について（2か月検針用）

下水道使用料とは

下水道は、主に下水道管や処理場から成り立っています。便所や風呂、台所から排出される汚水を処理場で一括してきれいな水に処理し、海や川の汚染を防ぎ、排水による悪臭やハエ、蚊などの発生を抑える大切な施設です。この下水道の維持管理には多額の費用が必要になります。

これらの経費の一部を、下水道を使用している方々にご負担していただくのがこの下水道使用料です。

下水道使用料の算定方法

下水道使用料は、お使いになった水道の使用水量に応じてご負担いただいております。詳しい計算方法は、下記の「下水道使用料の計算方法」をご覧ください。なお、下水道使用料は水道料金と併せて納付していただきます。（井戸水をご使用の場合は別に定めます。）

新料金単価表（1か月）

区分	汚水量(m ³)	1m ³ の単価 (税抜き)
一般	基本料金	520 円
	1 ~ 10	56 円
	11 ~ 20	122 円
	21 ~ 30	136 円
	31 ~ 50	150 円
	51 ~ 100	177 円
汚水	101 ~ 300	204 円
	301 ~ 500	231 円
	501 ~ 1,000	265 円
水	1,001 ~ 5,000	279 円
	5,001 以上	292 円
浴場営業用汚水 (1m ³ につき)		20 円

下水道使用料の計算方法

検針された水量(2か月分)を1か月ごとに分割し、それぞれの水量ごとに使用料を計算(1円未満は切捨)した金額を、合算して納付していただきます。

2か月で35m³使用した場合

まず、使用水量を分割し、それぞれの水量ごとに計算し合算します。

$$35\text{m}^3 \div 2\text{ヶ月}$$

18m³

17m³

18m³分

基本料金

520円

1m³から10m³まで

単価 56円

$$10\text{m}^3 \times 56\text{円} =$$

560円

11m³から18m³まで

単価 122円

$$8\text{m}^3 \times 122\text{円} =$$

976円

2,056円

$$2,056\text{円} \times 1.08 = 2,220.48\text{円}$$

1円未満を切り捨てて、

2,220円

①

17m³分

基本料金

520円

1m³から10m³まで

単価 56円

$$10\text{m}^3 \times 56\text{円} =$$

560円

11m³から17m³まで

単価 122円

$$7\text{m}^3 \times 122\text{円} =$$

854円

1,934円

$$1,934\text{円} \times 1.08 = 2,088.72\text{円}$$

1円未満を切り捨てて、

2,088円

②

$$\text{請求金額は、①} + \text{②} = 2,220\text{円} + 2,088\text{円} =$$

4,308円

となります。

※ 1か月ごとに下水道使用料を納付されている方については、検針方法が異なりますので1か月検針用の料金表をご覧ください。